



株式会社松田組 (八頭郡八頭町別府地内)

採石計画認可申請概要

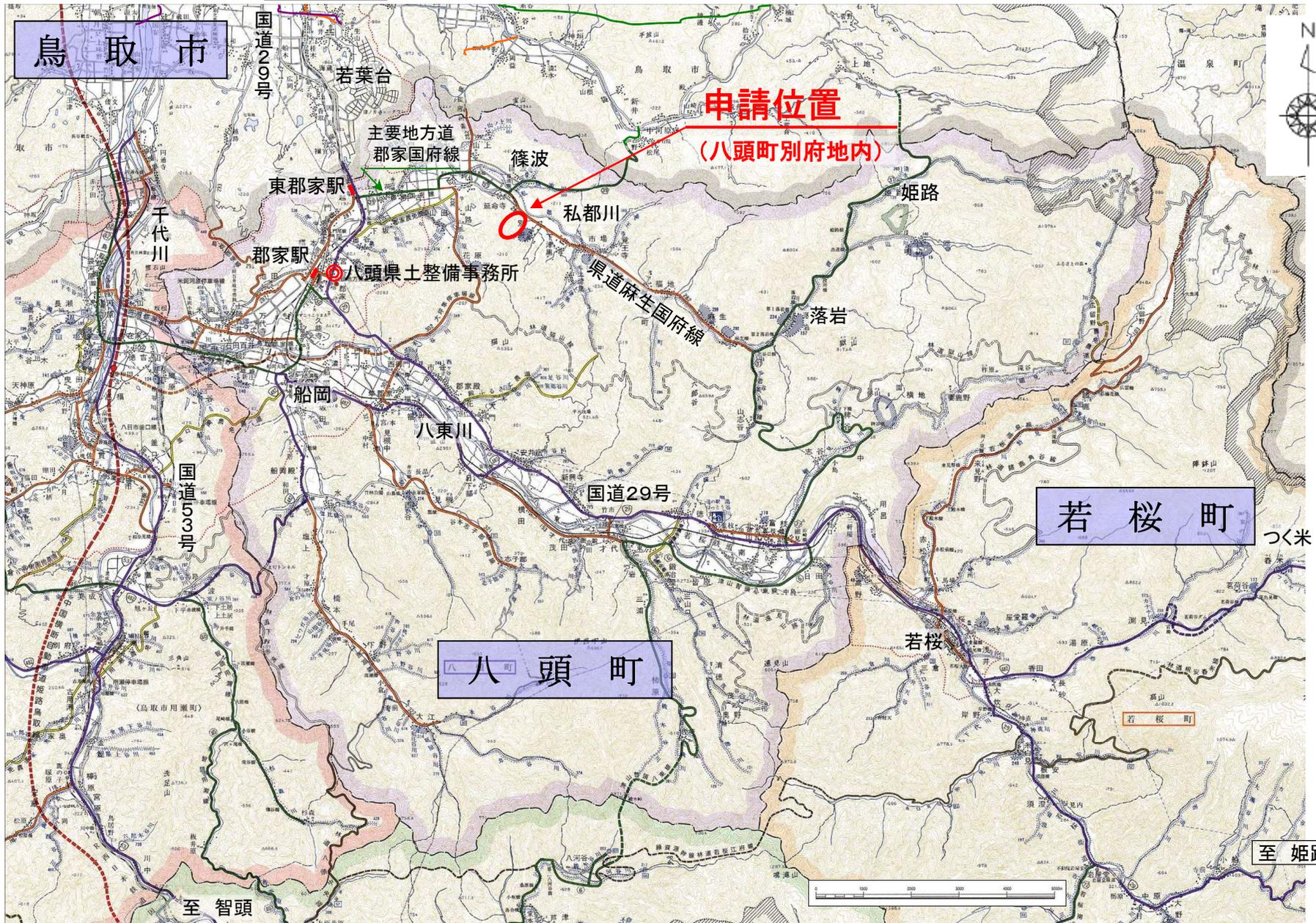
令和5年3月24日
八頭県土整備事務所

採石場の所在地 **八頭郡八頭町別府字下モ山491番 外12筆**
 申請者氏名 **株式会社松田組 代表取締役 松田 義正**

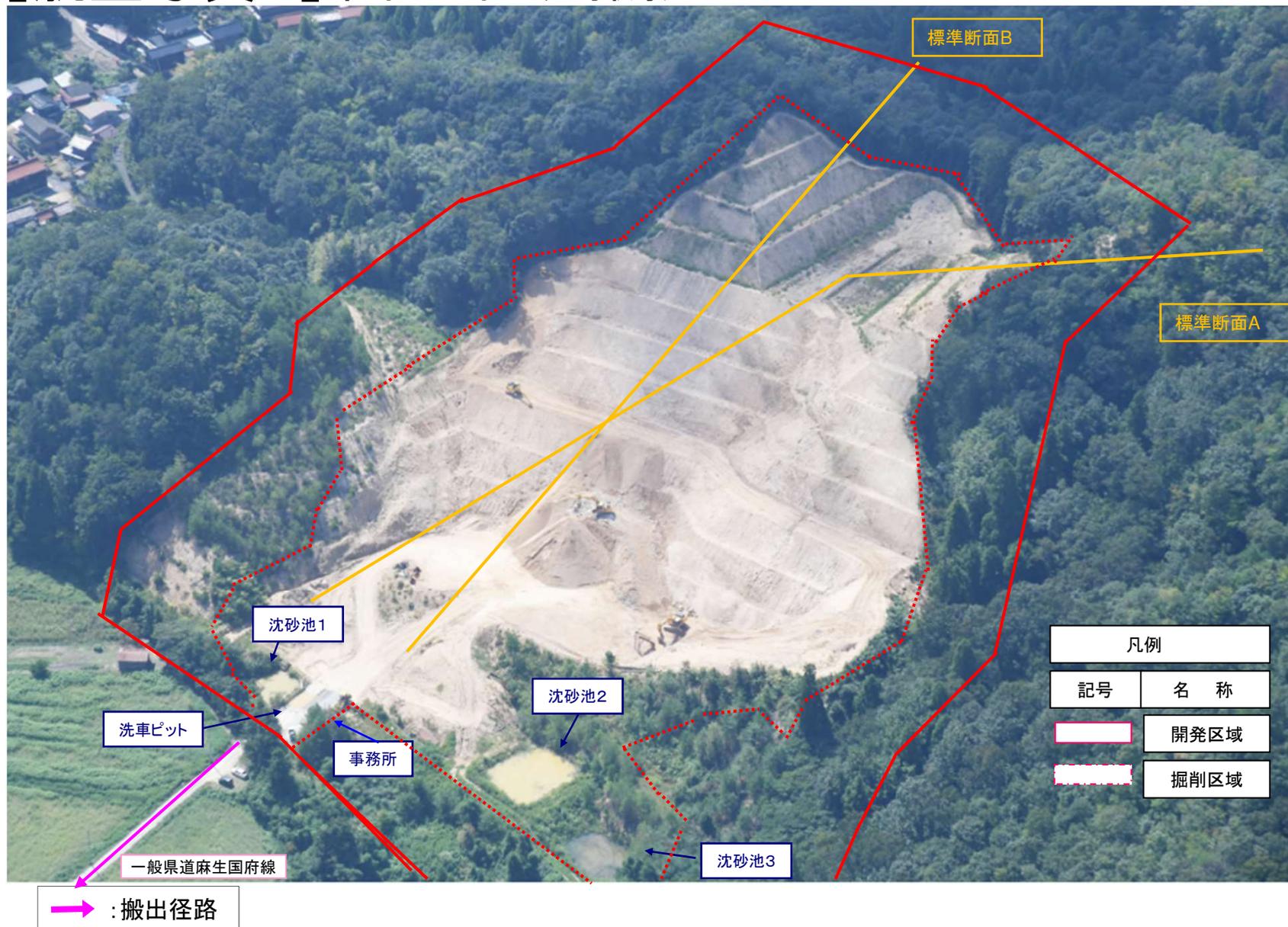
1. 採石場の区域	採石場の面積	51,390 m ² (従前認可: 51,390 m ²)		
	掘削区域の面積	25,640 m ² (従前認可: 25,640 m ²)		
	最終高低差	74.9 m (従前認可: 74.9 m)		
	境界の明示方法	赤白ポール等の設置		
	区域を明示する図面等	別添のとおり		
2. 採取をする岩石の種類及び数量	種類	花崗岩	数量	花崗岩 (従前認可: 風化花崗岩 164,490 m ³ 11,489.2 m ³ 花崗岩 12,446 m ³ (20,680 トン) (318,484 トン)
3. 採取の期間	認可日から 2年間 (従前認可期間 平成31年1月9日～令和5年1月8日(4年間))			
4. 採石業務従事者数	3人(うち業務管理者の資格を有する者1人)			
5. 岩石の賦存の状況	賦存の状況	風化花崗岩、花崗岩が賦存している		
	確認方法	既掘削箇所により確認		
6. 採取岩石の用途	道路路床土・埋立造成など			
7. 従前認可期間における採石法と採石条例における処分の状況	特になし			

【位置図】

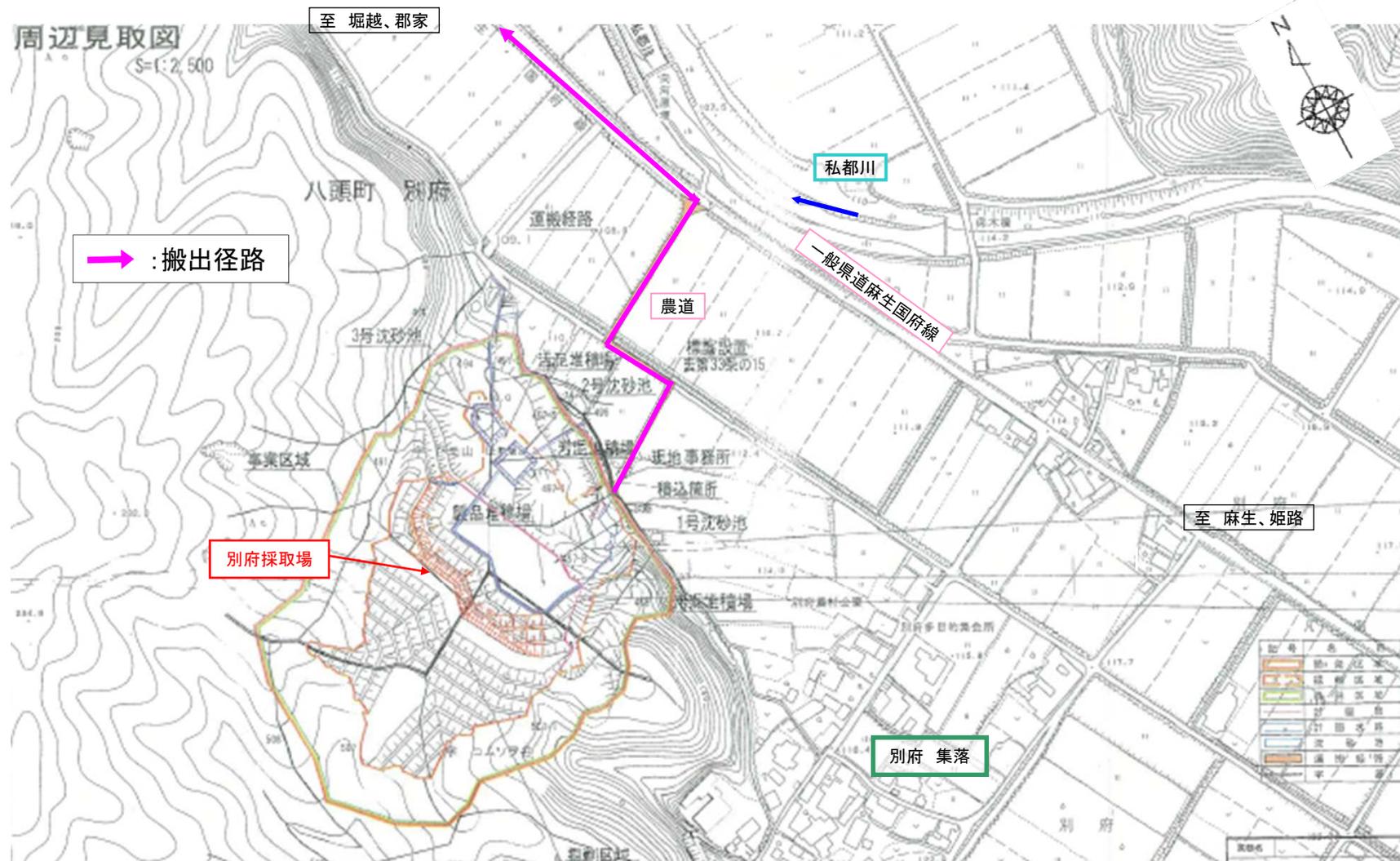
至 鳥取市街



【航空写真1】令和4年9月撮影



【周辺見取図】



【現況写真】令和4年4～令和5年1月撮影



①標識



②事務所



③入口(門扉)



④全景(上空から望む)

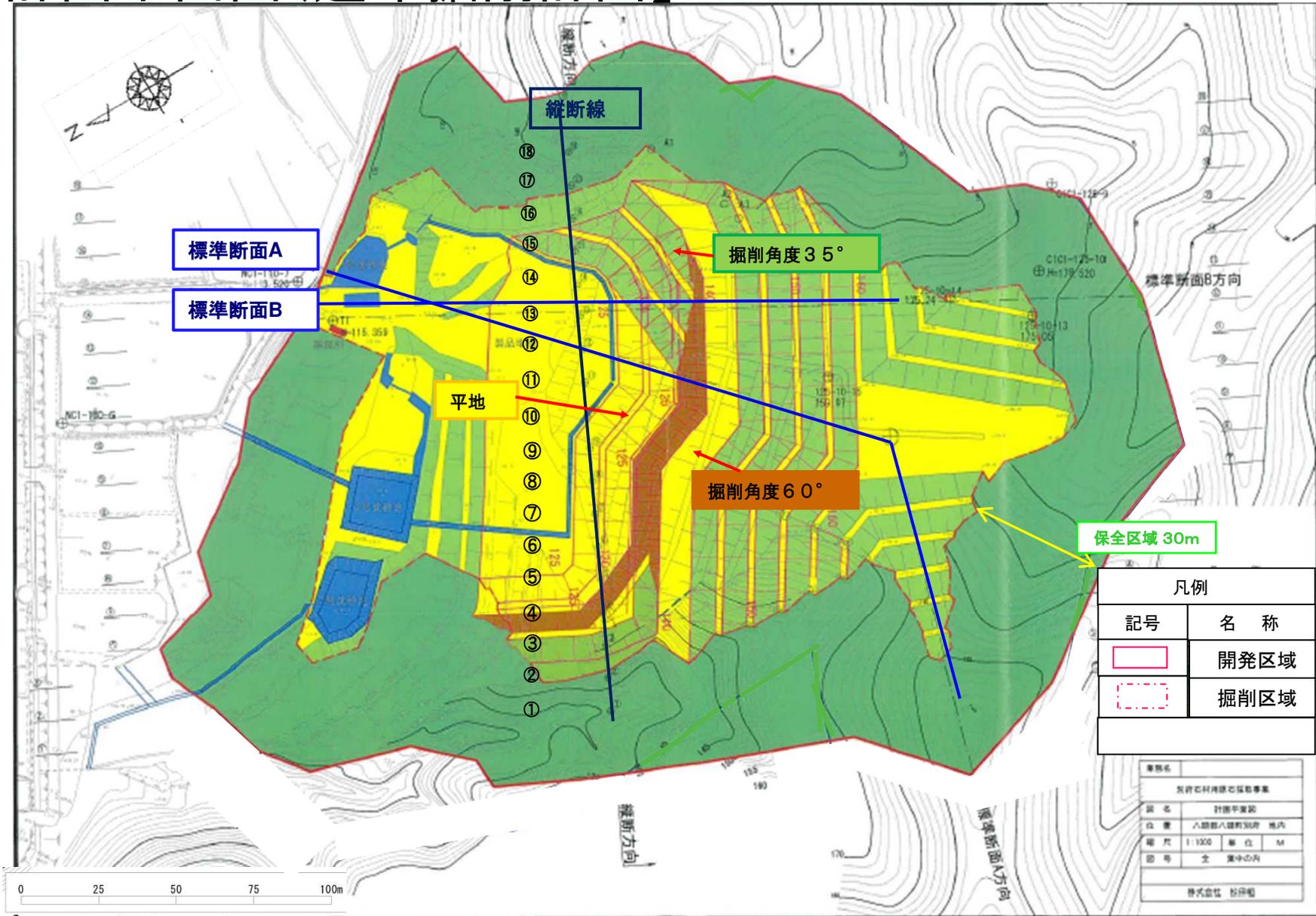


⑤洗車ピット



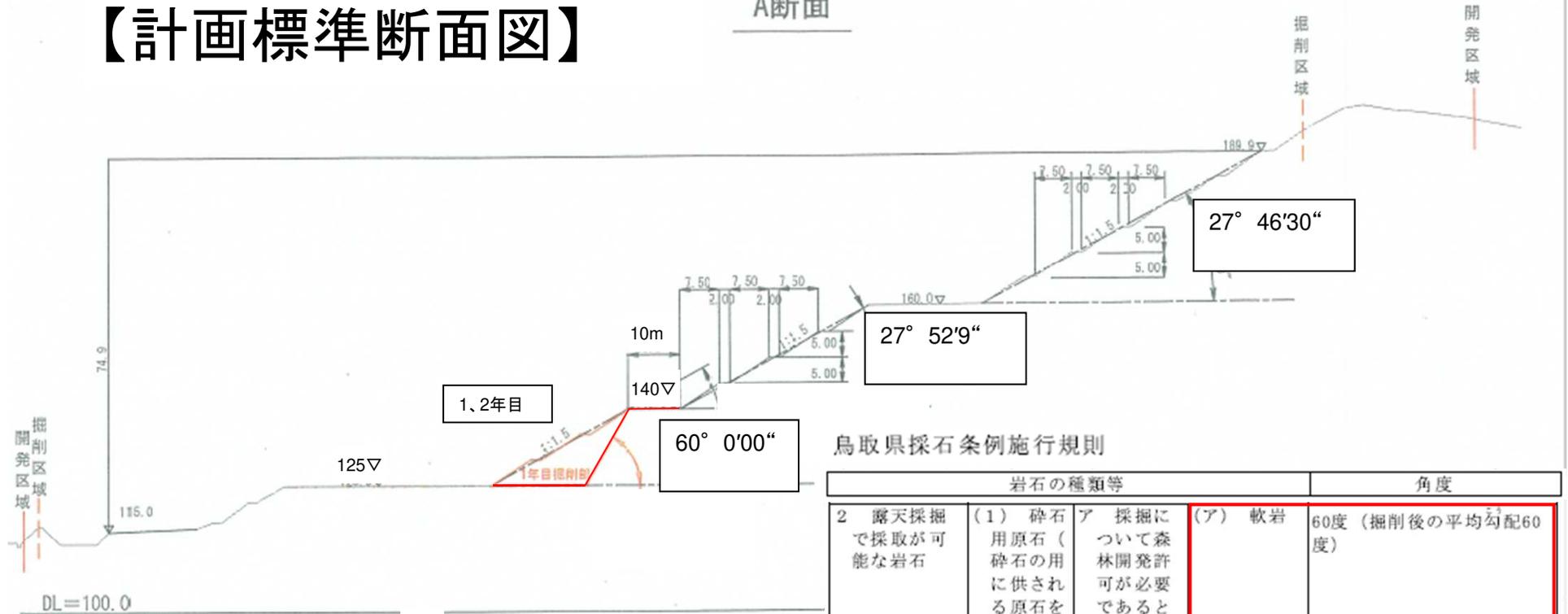
⑥沈砂池

【計画平面図(通年掘削計画)】



【計画標準断面図】

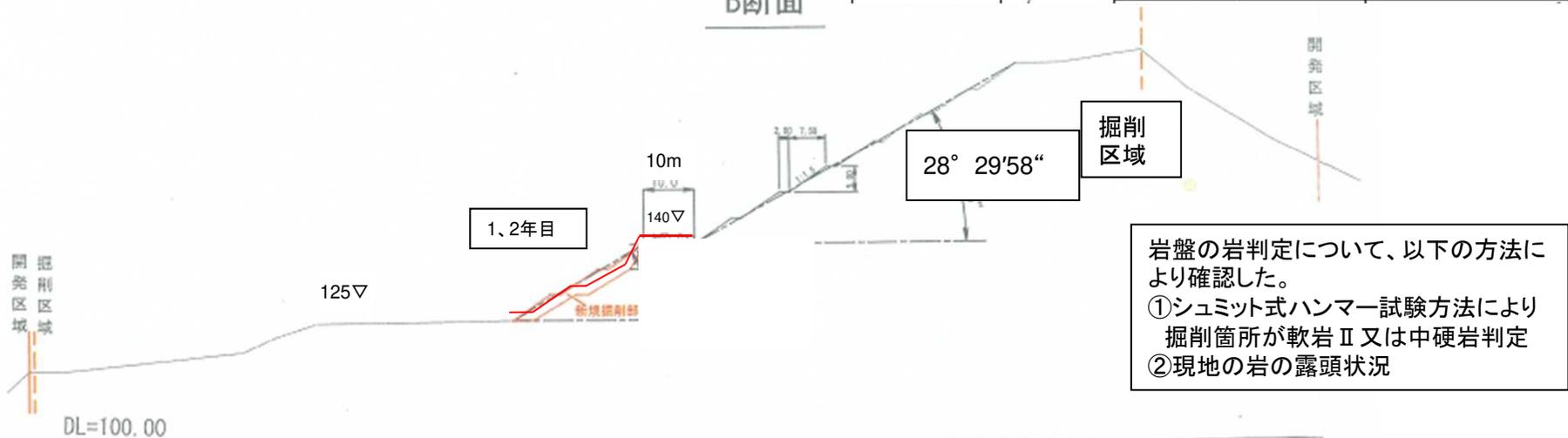
A断面



鳥取県採石条例施行規則

岩石の種類等		角度	
2 露天採掘で採取が可能な岩石	(1) 砕石用原石（砕石の用に供される原石をいう。以下同じ。）	ア 採掘について森林開発許可が必要であるとき	(ア) 軟岩 60度（掘削後の平均勾配60度）
			(イ) (ア)以外 75度（掘削後の平均勾配60度）

B断面



岩盤の岩判定について、以下の方法により確認した。

- ①シュミット式ハンマー試験方法により掘削箇所が軟岩Ⅱ又は中硬岩判定
- ②現地の岩の露頭状況

【岩盤の岩判定(概要)】

◆調査方法：シュミット式ハンマー試験方法

◆調査対象：掘削計画箇所（赤色太字線囲み）のうち、No. 2 ～ No. 22 の 21点

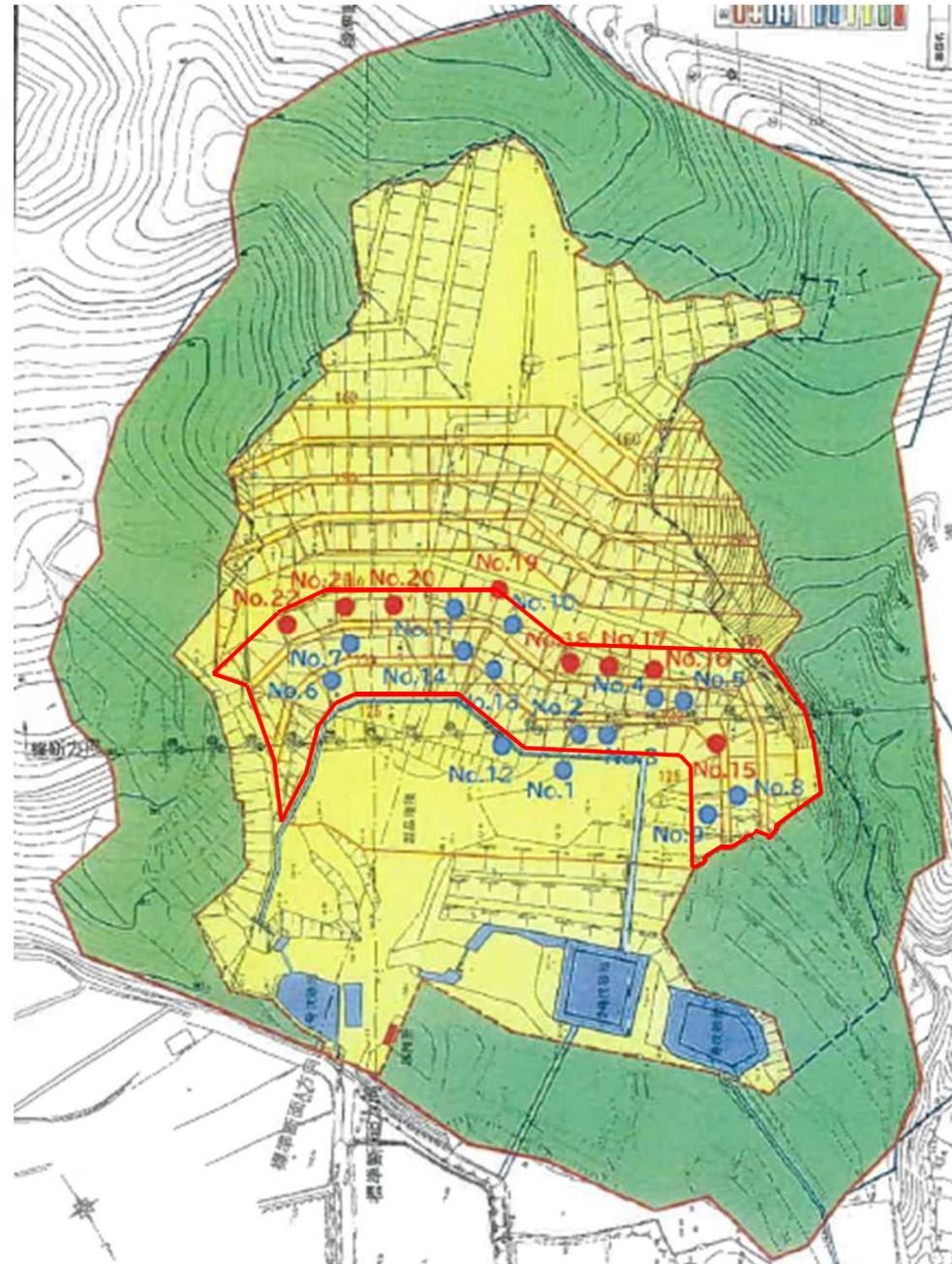
※●と●との違いは、調査時期
(令和4年11月と9～10月)

◆調査結果：掘削計画箇所すべてにおいて
軟岩Ⅱ又は中硬岩 判定となった。

◆岩石の種類の分類手順：

岩石の種類については、さまざまな資料をもとにした「岩石判定シート」を作成し、それによって、岩石の分類を行った。

なお、「岩盤分類」(日本応用地質学会図書)において、さまざまな機関や研究において示された各岩級区分に対する物性値が整理されており、その中で一軸圧縮強度とシュミットロックハンマーの値が示されている。



【岩の分類表】

表-1 岩の分類表

岩の分類表(国土交通省) ※1				岩の分類(西日本高速道路株式会社) (平成17年現在) ※2			鳥取県採石条例施行規則	
岩 分 類				岩の小分類	岩 種	弾性波速度 (参考)	岩石の種類	
A	B	C	説 明					
岩	軟 岩	軟 岩	I	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの 風化がはなはなしく極めてもろいもの。 指先で離しうる程度のものでクラック間の間隔は1~5cmくらいのものおよ び第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの	軟岩C	凝結岩、花崗岩、 片岩、片麻岩、礫 岩などが風化した もの。	1.0km/sec 程度以下	風化の著しい岩石 (風化岩石)
			II	風化が相当進み、多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れやすい もので、きれつ間隔は5~10cm程度のもの。	軟岩A	石墨片岩、砂岩、 凝灰岩、蛇紋岩、 花崗岩、集塊岩、 片麻岩、緑泥片 岩、粘板岩、閃綠 岩、安山岩、かん らん岩	2.0km/sec 程度以下	40° (平均 勾配35°)
		III	凝灰質でかたく固結しているもの、風化が目にして相当進んでいるもの。 きれつ間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度。 異質のかたい互層をなすもので層面を楽に離しうるもの	硬岩A	集塊岩、片麻岩、 石灰岩、硬砂岩、 角岩、砂岩、硬岩 安山岩、ひん岩、 粘板岩、角岩、玄 武岩、かんらん 岩、凝灰岩	2.0~3.5 km/sec程度	軟岩(砕石用・石材用) 60° (平均勾配60°)	
岩	硬 岩	硬 岩	I	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当のかたさを有する もの、風化の程度があまり進んでいないもの、かたい岩石で間隔30~50 cm程度のきれつを有するもの	硬岩B	花崗岩、千枚岩、 閃綠岩、ひん岩、 安山岩、玄武岩、 砂岩、角岩、硬砂 岩	3.5~6 km/sec程度	砕石用・石材用 の岩石 条例規則第8条 第11項2(1)イ (平均勾配50°)
			II	花こう岩、結晶片岩などで全く変化していないもの、きれつ間隔が1m内外 で相当密着しているもの、かたい良好な石材を取り得るようなもの。 けい岩、角岩などで石英質に求む岩質で最もかたいもの、風化しておらず新 鮮な状態にあるもの、きれつが少なく、よく密着しているもの				第11項2(1)イ / (7)と(2)イ(7)60° (平均勾配50°)

※1出展:「道路工—土質調査指針P.296,297」社団法人日本道路協会、※2出展:「設計要領第一集(土工編)P1~39」西日本高速道路株式会社
 ※3出展:「採石法関係事務の手引き別冊P28,29」鳥取県治山砂防課

(運用1) 認可に当たってはこの表を用いて岩を分類する。ただし、認可の際には、採石場の一部の切羽の賦存状態のみで判断するのではなく、採石場全体の地質の賦存状況や貫入層の存在の有無等を考慮して運用する必要がある。

(運用2) 岩分類に当たっては、先に国土交通省の岩分類表を用いて岩分類しその結果を基に西日本高速道路株式会社の岩分類表を用いて岩分類する。

【試験方法】

2. 岩盤のシュミット式ハンマー試験方法

岩盤のシュミット式ハンマー試験は、原位置において岩盤のハンマー反発度を求める方法である。ハンマー反発度は、岩盤の力学特性の簡易的な推定に用いられる。本試験は、軟岩から硬岩までの原位置岩盤を対象とし、地盤工学会基準（JGS3411：2010）に準拠し実施する。

2.1 試験装置

試験装置の概要を図 2.1 に示す。

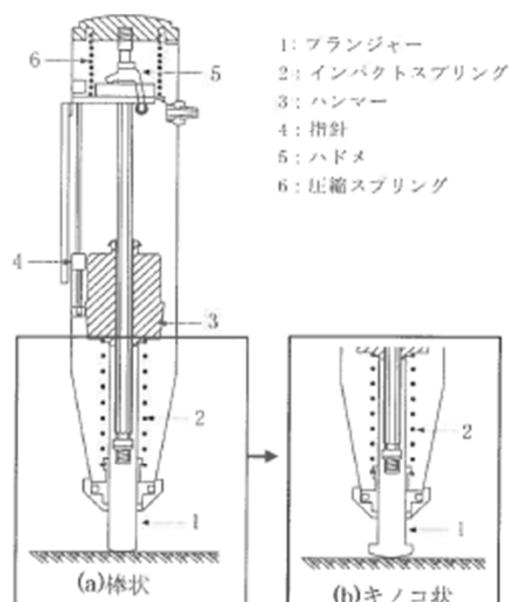


図 1 シュミット式ハンマーの一例

図 2.1 試験装置の概要

2.2 試験方法

原位置での試験方法は、測定面選定、測定点設定、測定点周辺の処理、ハンマー反発度の測定の手順で行う。

1) 測定面選定

試験の対象とする岩盤において、当該岩盤の代表的な地質性状（岩石・不連続面などの状態）を呈する位置に測定面を選定する。測定面は、原則として 15～50cm 四方の大きさを有するものとする。

2) 測定点設定

測定面内に 9 点以上の測定点を設ける。ただし、測定点同士の間隔はプランジャー先端の直径以上とする。測定面の一部分が浮石状を呈している場合、その部分については測定点を設定しない。測定点の配置の一例を図 2.2 に示す。

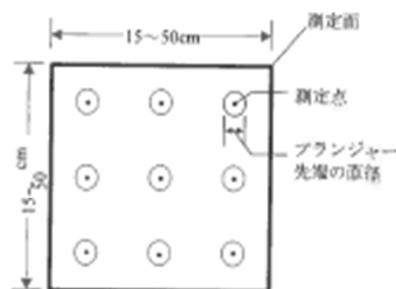


図 2.2 測定面と測定点の関係の一例

3) 測定点周辺処理

測定点付近（プランジャー先端が覆う範囲）に 1mm 以上の凹凸がある場合には、測定点を別の位置に移動するか、あるいはグラインダー・砥石等でその凹凸が 1mm 未満となるよう整形する。また測定面に付着物がある場合は取り除く。

4) ハンマー反発度の測定

シュミット式ハンマーの本体を持って測定点にプランジャー先端部をあてる。プランジャー軸を測定面に対して垂直に保ちながら徐々に押しつけることで生じる打撃作用によって、ハンマー反発度を得る。打撃は 1 測定点に対して 1 回だけ行なう。なお、測定時の打撃音、窪み具合などから明らかに失敗と認められる測定値が得られた場合や測定点付近が破壊した場合には、これを除外すると同時に不足分に対して追加測定を行なう。

5) 結果の整理

測定面ごとに、全測定値の平均を求めてハンマー反発度とする。

【岩判定箇所撮影(例示)】



【遠景】



【近景1】



【近景2】

【岩判定結果一覧(例示)】

表 3.1 シュミット式ハンマー試験結果一覧

試験位置 反発度	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7
1	54	34	20	26	44	22	24
2	54	26	16	30	40	26	28
3	62	34	28	34	54	28	26
4	50	38	26	36	48	34	30
5	68	34	26	40	46	42	30
6	46	32	20	44	38	438	34
7	56	32	22	26	36	30	28
8	50	30	24	20	32	36	28
9	50	36	26	32	42	42	34
平均値	54.4	32.9	23.1	32.0	42.2	33.1	29.1

【岩判定シート(例示)】

工事名:別府真砂山 No.2

岩判定シート

工種:掘削工

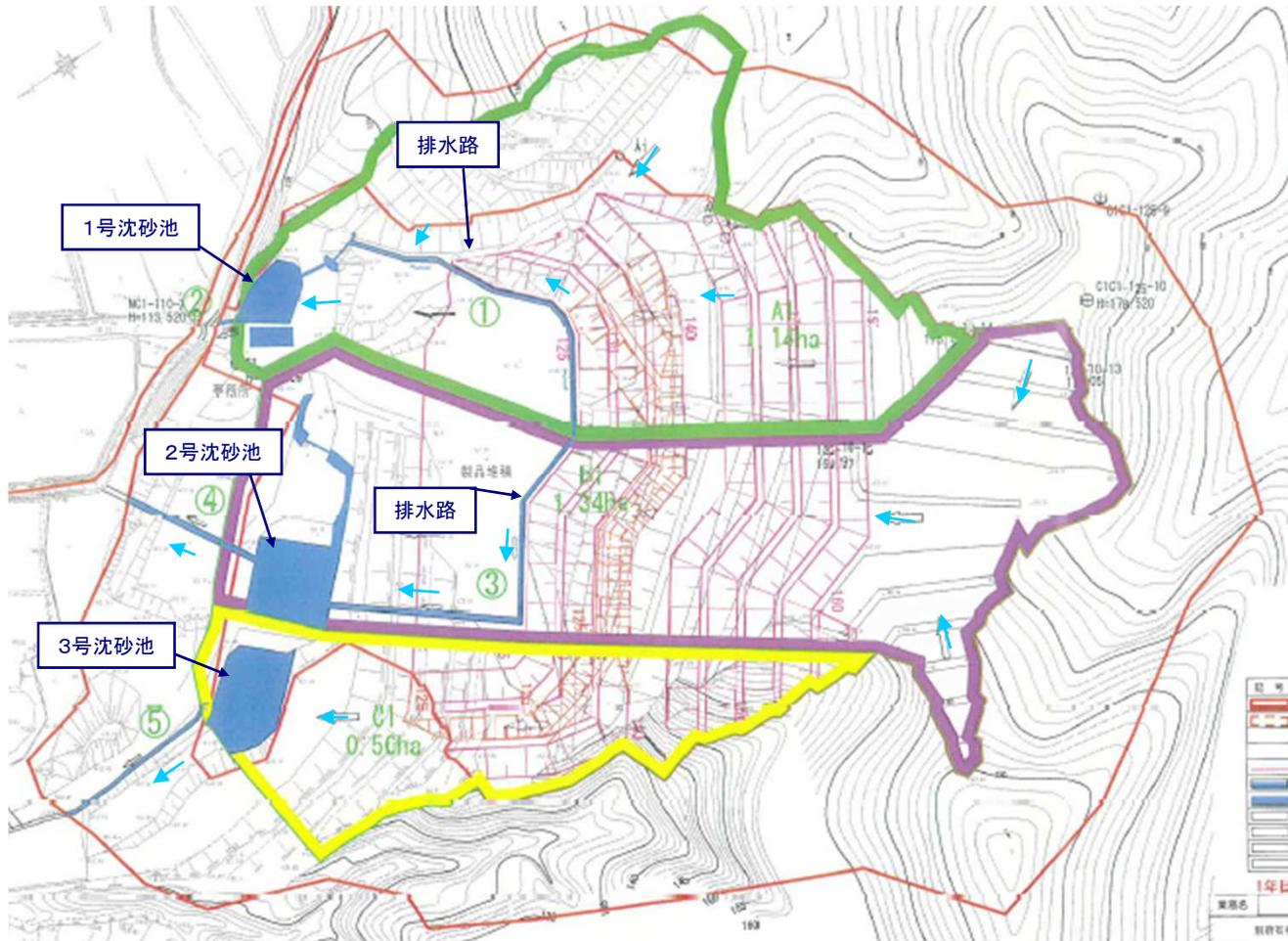
判定	判定要素	分類	風化状況	固結状況	節理密度	節理の開口部	節理面の状態	岩の弾性波 (m/s)	シュミットロックハンマー反発度
判定内容		硬岩Ⅱ ⑥	極めて新鮮である。	極めて堅牢、固密である。	分布していない。 (1m以上)	よく密着している。	まったく風化していない。	4,000以上	40以上
		硬岩Ⅰ ⑤	新鮮である。	堅固である。 (大ハンマーでたたいても割れない。又たたとと金属音がする。)	殆ど分布していない。(1m内外)	密着している。	風化していない。	3,000~4,000	40~36
		中硬岩 ④	概ね新鮮である。	概ね堅固である。 (大ハンマーでたたいて、かろうじて割れる。)	まばらである。 (30~50cm)	概ね密着している。	やや風化汚染されている場合がある。	2,000~4,000	36~27
		軟岩Ⅱ ③	やや風化変質している。	やや軟質である。 (岩石ハンマーでたたいて、節理に沿って割れる。)	分布している。 (10~30cm)	開口している。	風化汚染され、風化物質が薄く付着している。	1,500~2,800	27~15
		軟岩Ⅰ ②	著しく風化が進んでいる。	軟質である。 (岩石ハンマーでたたいて容易に割れる。)	著しく分布している。 (5~10cm)	著しく開口している。	極めて、風化汚染されている。	700~2,000	15~7
		土砂 ①	著しく風化を受け砂状又は粘土状を呈する部分が見られる。	21t級ブルドーザーの排土板による掘削作業が可能である。	分布が著しく、場所によっては不明瞭な部分もある。	著しく開口し細かな毛髪状割れ目の分布著しい。	著しく風化汚染され風化物質が厚くほぼ全体を占めている。	700以下	7以下
総合判定	(合計点)		3	3	3	3	3		4

○の数値は分類ポイント

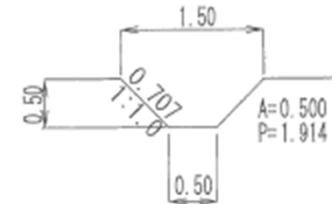
判定	軟岩Ⅱ
----	-----

	硬岩Ⅱ	硬岩Ⅰ	中硬岩	軟岩Ⅱ	軟岩Ⅰ	土砂
6項目判定	≥34	33~28	27~22	21~16	15~10	9≥
7項目判定	≥40	39~33	32~26	25~19	18~12	11≥

【排水系統図(完了時)】



水路番号 ①③④
S=1:50



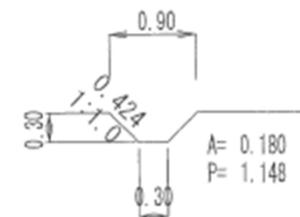
水路番号 ②
S=1:50

コルゲート管φ500

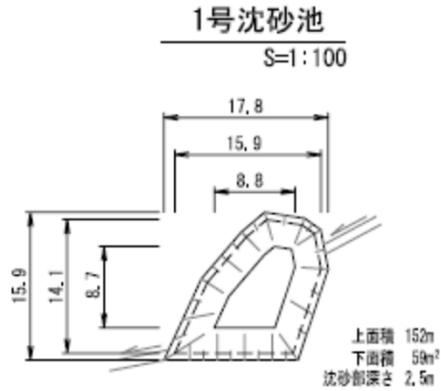


A=0.196
P=1.571

水路番号 ⑤
S=1:50

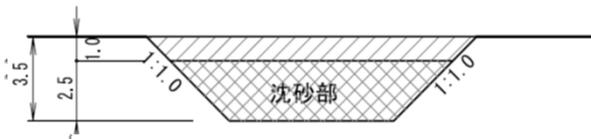


【沈砂池(1号、2号、3号)構造図】



表面積 152m²
貯砂量 $(152+59) \times 2.5/2 = 263\text{m}^3$

沈砂池標準断面図

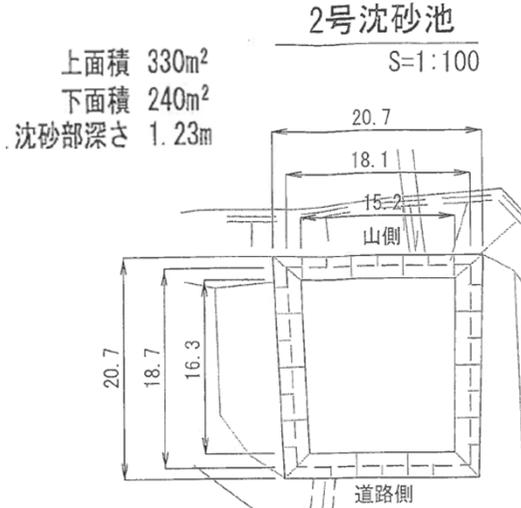


掘削1、2年目	
排水施設	1号沈砂池
流入土砂量	152m ³
貯砂施設	222m ³
安全率	1.46

認可終了後	
排水施設	1号沈砂池
流入土砂量	171m ³
貯砂施設	222m ³
安全率	1.30

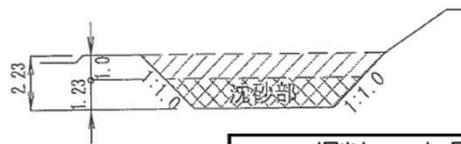
掘削1、2年目→4ヶ月に一度
堆積土を撤去した数値

認可終了後 → 植生等完了後3年間の
土砂流入量及び安全率



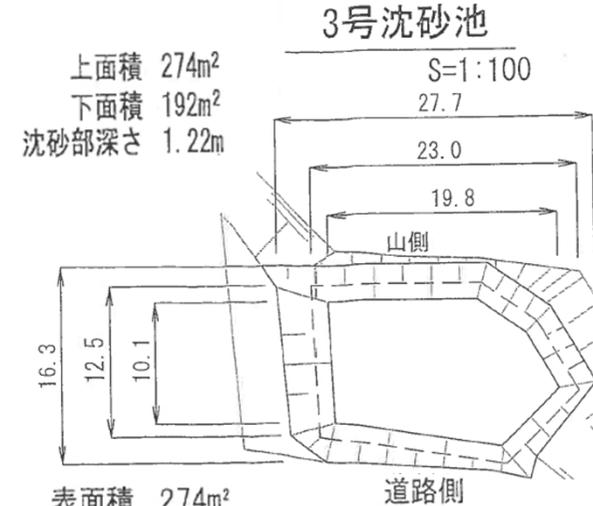
貯砂量 $(330+240) \times 1.23/2 = 350\text{m}^3$

沈砂池標準断面図



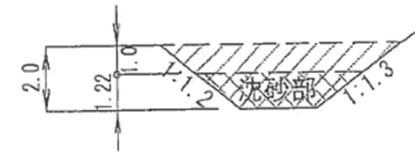
掘削1、2年目	
排水施設	2号沈砂池
流入土砂量	179m ³
貯砂施設	350m ³
安全率	1.93

認可終了後	
排水施設	2号沈砂池
流入土砂量	204m ³
貯砂施設	350m ³
安全率	1.72



貯砂量 $(274+192) \times 1.22/2 = 284\text{m}^3$

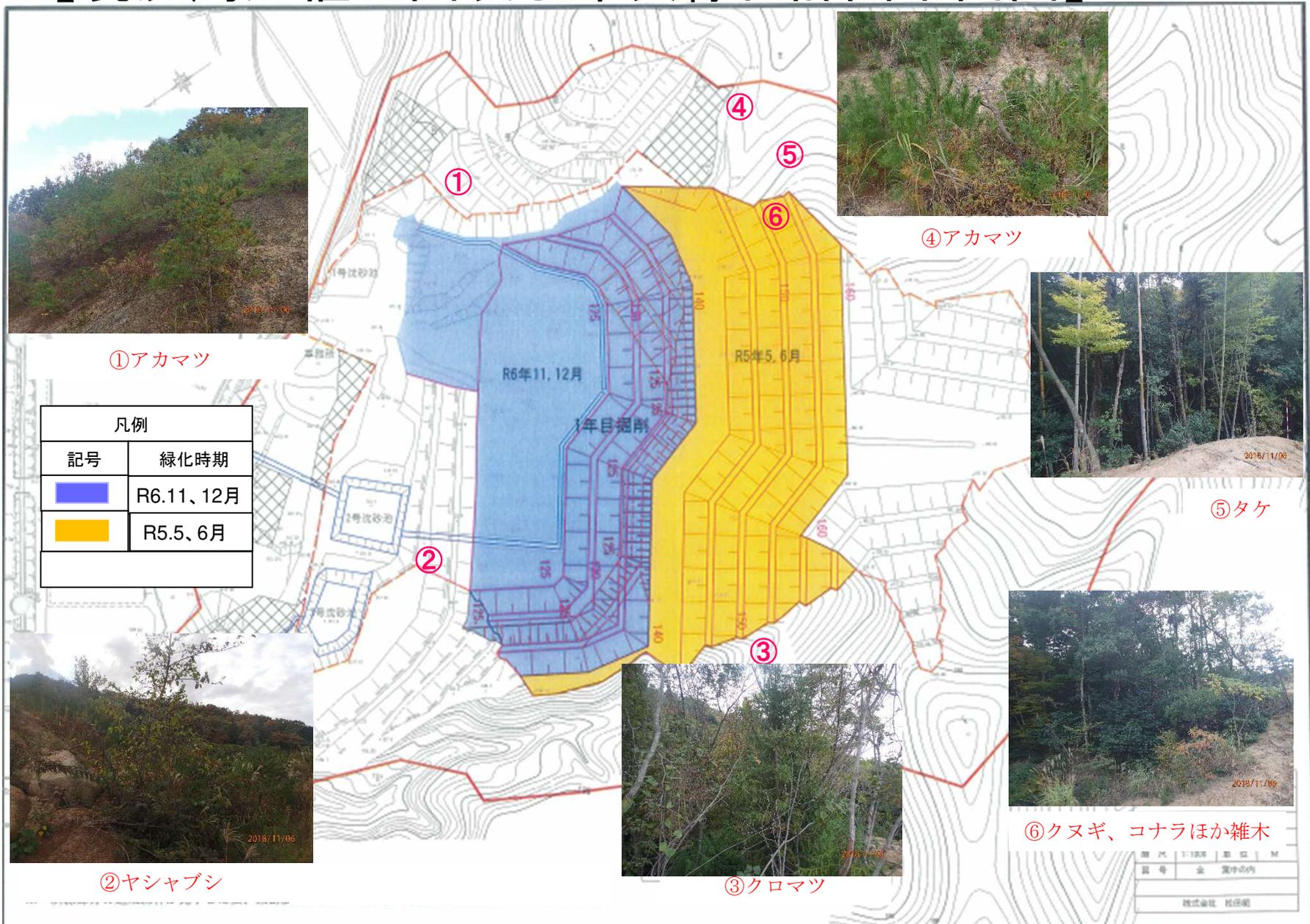
沈砂池標準断面図



掘削1、2年目	
排水施設	3号沈砂池
流入土砂量	75m ³
貯砂施設	284m ³
安全率	3.74

認可終了後	
排水施設	3号沈砂池
流入土砂量	85m ³
貯砂施設	284m ³
安全率	3.34

【現況周辺植生図及び年次緑化計画平面図】

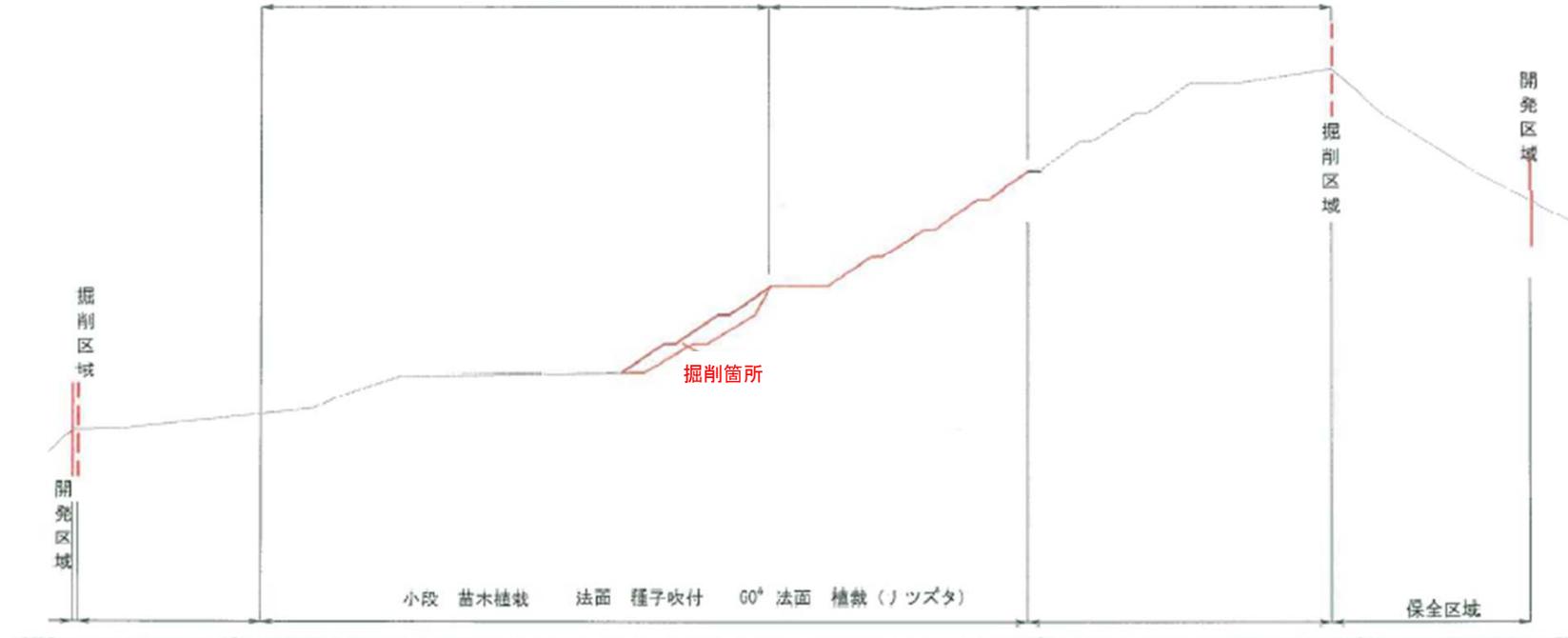


【年次緑化計画断面図】

B断面

R 6年11月、12月緑化

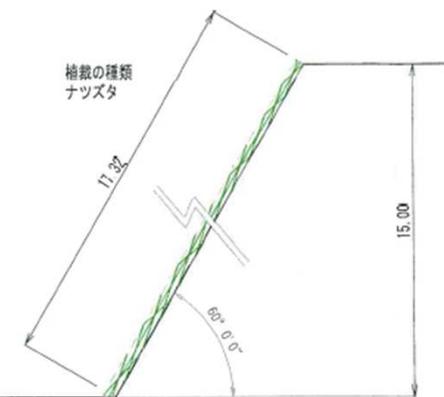
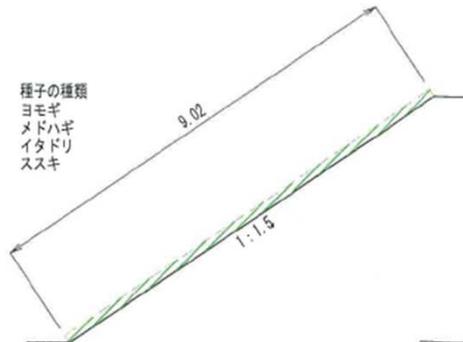
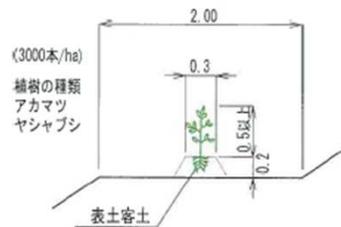
R 5年5月、6月緑化



小段植栽断面図

法面種子吹付断面図

60° 法面植栽断面図

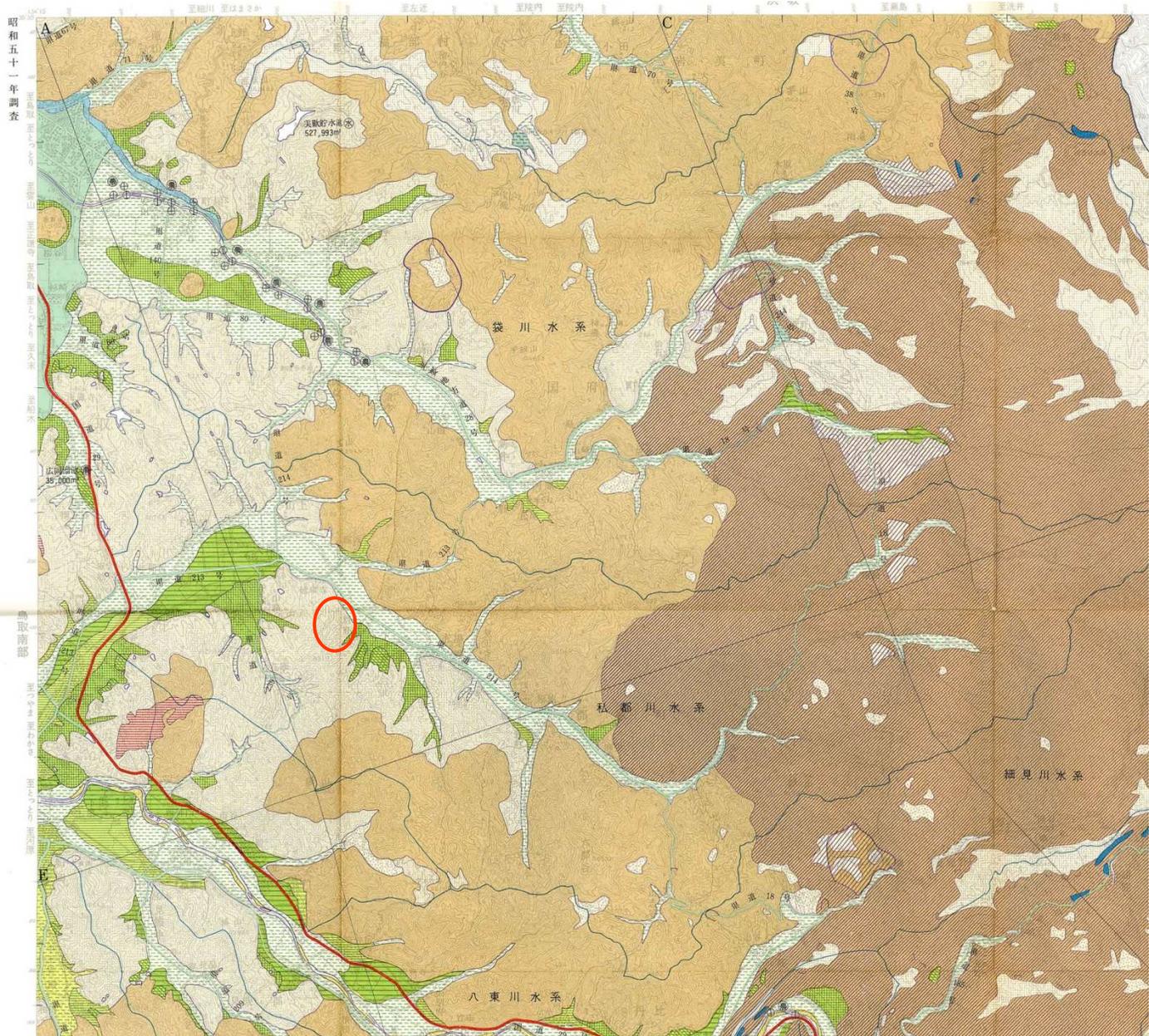


【地形分類図】

申請地: ○

出典: 土地分類基本調査(1976)若桜・村岡 鳥取県

- 凡例 LEGEND
- 山地 MOUNTAINS
- 大起伏山地 Mountain (large reliefs area)
 - 中起伏山地 Mountain (middle reliefs area)
 - 小起伏山地 Mountain (small reliefs area)
 - 山頂緩斜面 Gentle slope on mountain ridge
 - 山麓地 Piedmont
 - 山腹・山麓緩斜面 Gentle slope on mountain side
- 台地 UPLAND AND TERRACES
- 砂礫台地 Gt I Gravel terrace
 - 砂礫台地 Gt II Gravel terrace
 - 砂礫台地 Gt III Gravel terrace
 - 砂礫台地 Gt IV Gravel terrace
 - 砂礫台地 Gt V Gravel terrace
 - 古崩鐘 Talus (older)
- 高地 Higher
- 中地 Middle
- 低地 Lower
- 低地 LOW LANDS
- 谷底平野 Valley plain
 - 三角洲 Delta
 - 河原と浜 Dry river bed and beach
- その他 MISCELLANEOUS
- 崖 Cliff
 - 進急点 Knick point
 - 崩鐘 Talus
 - 崩壊地形 Landforms due to landslide
 - 湿地 Wet land
 - 傾斜変換線 Knick line of slope
 - 地形界 Boundary of landforms
 - 旧河道 Former river course
 - 二級水系河川流域界
 - 国道
 - 主要地方道



【地質図】



白亜紀後期 - 古第三紀
Late Cretaceous to Paleogene

久松山花崗岩 Kyūshōzan Granite	Gk	細粒斑状黒雲母花崗岩 Fine-grained porphyritic biotite granite
鳥取花崗岩による接触変成域 Contact-metamorphic aureole around Tottori Granite		黒雲母ホルンフェルス・白雲母黒雲母堇青石ホルンフェルス・黒雲母緑れん石角閃石ホルンフェルスなど Biotite hornfels, muscovite-biotite-cordierite hornfels, biotite-epidote-hornblende hornfels and others
鳥取花崗岩 Tottori Granite	Gt	粗粒黒雲母花崗岩 Coarse-grained biotite granite
花原複合岩類 Hanabara Complex	F	珧長岩 Felsite
	Gp	花崗斑岩・文象斑岩・細粒花崗岩など Granite porphyry, granophyre, fine-grained granite and others
	Dp	黒雲母角閃石閃緑ひん岩 Biotite-hornblende diorite porphyrite
矢田川層群 Yadagawa Group	Y	黒雲母流紋岩溶結凝灰岩・同溶岩など Biotite rhyolite welded tuff, rhyolite lava and others

【傾斜区分図】

申請地: ○

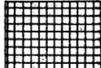
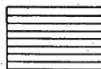
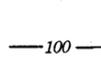
出典: 土地分類基本調査(1976)若桜・村岡 鳥取県

昭和五十一年調査



凡例 Legend

(傾斜区分)

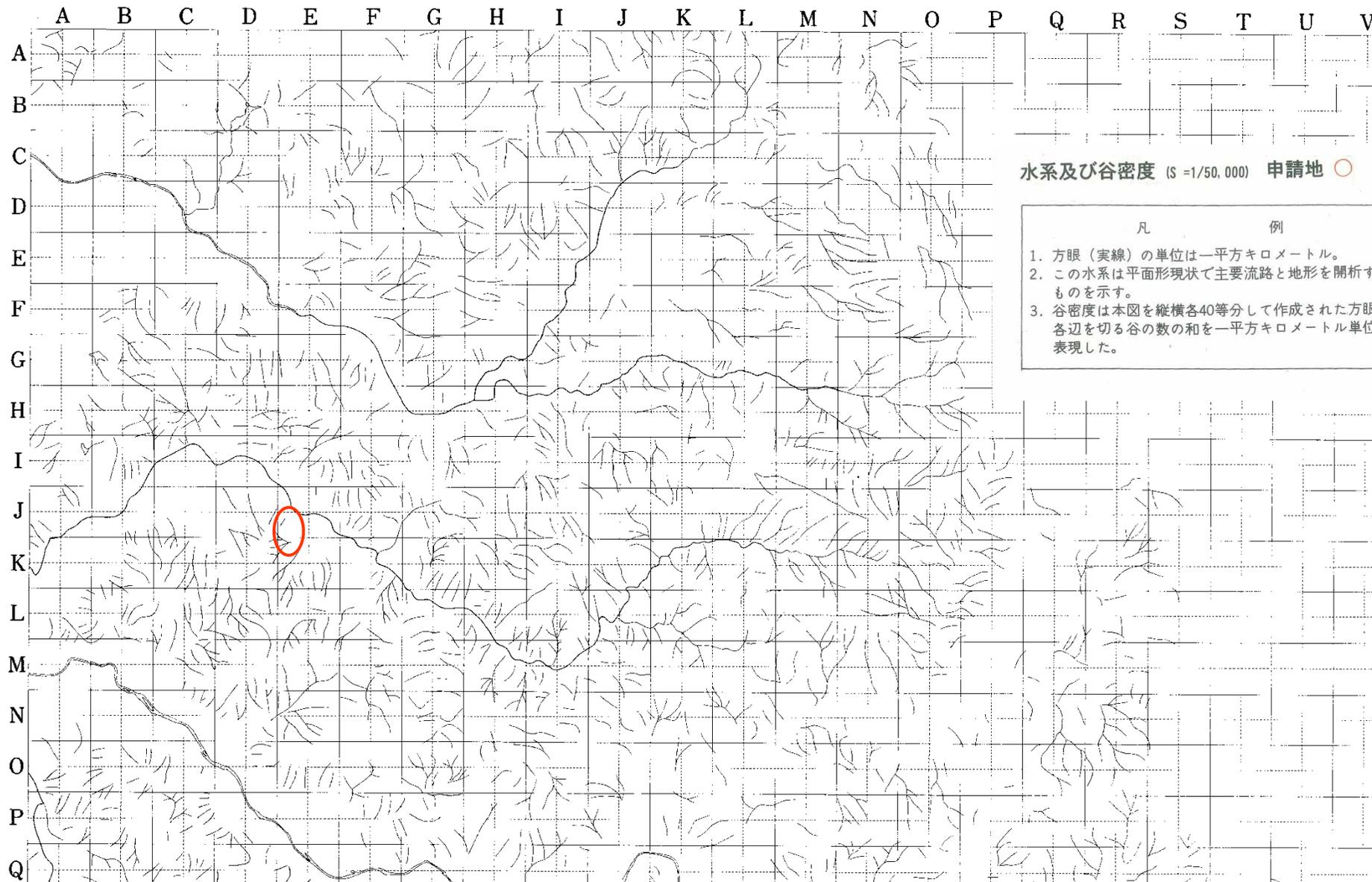
-  傾斜40度以上
Slopes greater than 40°
-  傾斜30度以上40度未満
Slopes between 30° and 40°
-  傾斜20度以上30度未満
Slopes between 20° and 30°
-  傾斜15度以上20度未満
Slopes between 15° and 20°
-  傾斜8度以上15度未満
Slopes between 8° and 15°
-  傾斜3度以上8度未満
Slopes between 3° and 8°
-  傾斜3度未満
Slopes less than 3°
-  等高線
Contour line

昭和

【水系及び谷密度】

申請地: ○

出典: 土地分類基本調査(1976) 若桜・村岡 鳥取県



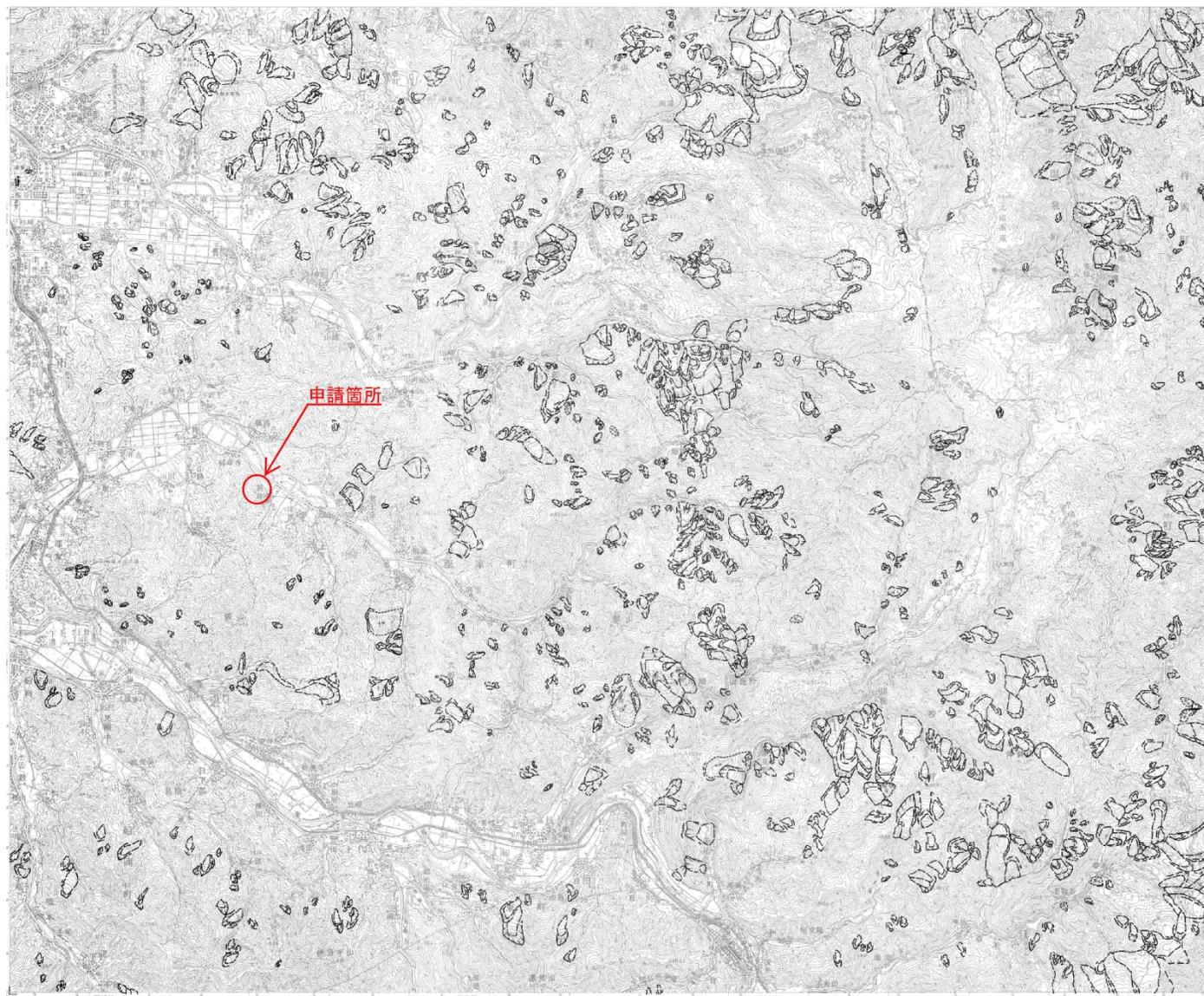
水系及び谷密度 (S = 1/50,000) 申請地 ○

凡 例

1. 方眼(実線)の単位は一平方キロメートル。
2. この水系は平面形現状で主要流路と地形を開析するものを示す。
3. 谷密度は本図を縦横各40等分して作成された方眼の各辺を切る谷の数の和を一平方キロメートル単位に表現した。

【地すべり分布図】

出典:防災科学技術研究所HP



輪郭構造

- 扇状地と物方面: 新鮮なまたは開析されていない扇状地をもつ扇状地
- 部分的に開析されている扇状地をもつ扇状地
- 扇状地が新しく開析された扇状地
- 扇状地の外縁を占めて平野部になった扇状地
- 扇状地が新しく開析されてしまった扇状地、扇状地の構造が不完全
- 扇状地の外縁をもち、互いに反対方向を向く扇状地
- 中・扇状地の流れ線がすり抜ける扇状地に露出し、扇状地にある谷を流す扇状地、扇状地は扇状地の反対側からすり抜ける扇状地である
- 扇状地、多層扇状地

扇状体の輪郭 - 境界

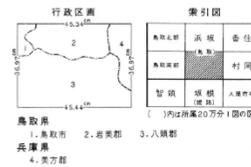
- 扇状地に扇状地があり、扇状体の輪郭が不明瞭な1つは特定可能
- 扇状地の境界は不明瞭であるが、扇状体の輪郭の特定の扇状地
- 扇状地はほとんど開析されてしまった過去の扇状地の一部(不安定な扇状地)が残っている
- 過去の扇状地や扇状地に含まれた扇状地
- 扇状地の輪郭の境界は、扇状地から開析していないとしても不安定な扇状地と特定される扇状地
- 扇状地輪郭が不明瞭な扇状地(扇状地)
- 扇状地、扇状地下部

内部構造

- 二次、小規模な、扇状地の輪郭をもち、扇状地の境界と扇状地と異なり
- 扇状地、小規模な、サブユニットの扇状地、扇状地は扇状地の境界の扇状地
- 扇状地内の小規模な扇状地
- 扇状地の境界、扇状地
- 扇状地の境界、扇状地
- 扇状地の境界

移動の方向

- 扇状地の移動方向
- すり抜ける
- クランプ(扇状地)
- 流れ・押し出し
- 扇状地
- 扇状地の移動または扇状地を伴う扇状地の方向
- 元の扇状地と扇状地と扇状地の移動方向
- その他
- 扇状地
- 扇状地(地すべりを安定させている扇状地)
- 扇状地および扇状地、扇状地の境界、扇状地



1:50,000 若桜

【関係法令】

要綱様式第10号(第9条関係)

関係法令調書

番号	関係法令	摘要の有無	必要な許認可等の内容	処分の内容又は処分を受ける見込み等	所管課(関係課)	許認可日申請日	許認可期間
1	自然公園法	有(無)					
2	農地法	有(無)					
3	森林法	有(無)	林地開発行為変更申請(条例第5条第1項)	届出済	東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課	許可日 令和4年12月23日 届出日 令和5年1月6日	令和7年1月8日
4	河川法	有(無)					
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	有(無)					
6	地滑り等防止法	有(無)					
7	鳥取県砂防指定地管理条例	有(無)					
8	道路法	有(無)					
9	公有水面埋立法	有(無)					
10	文化財保護法	有(無)		協議済	八頭町教育委員会	受八社第420号 令和3年2月3日	
11	八頭町法定外公共物管理条例	有(無)					
12	大気汚染防止法	有(無)					
13	水質汚濁防止法	有(無)					
14	騒音規制法	有(無)					
15	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有(無)					
16	鳥取県景観形成条例	有(無)	景観計画区域内に行為の変更届出(第16条第1項)	届出済	生活環境部 東部建築住宅事務所	第202000303882号 令和3年3月1日	
17	鳥取県開発事業指導要綱	有(無)	開発事業の協議(第5条第1項)	届出済	協議済	生活環境部 暮らしの安心局 景観まちづくり課	第201300185465号 平成26年2月27日
18	土壌汚染対策法	有(無)	一定の規模以上の土地の形質の変更届出(第4条第1項)	届出済	鳥取市環境下水道部 環境局 環境・循環推進課	受環境第738号 平成30年12月13日	
19	開発協定について協議	有(無)	開発事業計画変更承認	協議済	八頭町企画課	令和4年10月4日	令和11年2月25日

●森林法
林地開発行為の許可済みで、
工期延長届提出済み。

●鳥取県景観形成条例
(大規模行為の届出)
大規模な法面掘削に関して、同条
例の届出が必要となり、許認可権者
(監督行政庁)と協議済み。

●鳥取県開発事業指導要綱
開発事業協議を行い、平成26年2
月27日付けで知事同意済み。

●土壌汚染対策法
掘削等部分3000㎡以上について、
届出が必要。届出済。

【チェックリスト】

チェックリスト（松田組）

項 目	主 な 確 認 内 容	チェック状況
1 関係法令の手続き	<p>○1ha以上の森林開発であり、森林法に基づく林地開発許可を既に得ている。（工期変更届を提出し、受理済み）</p> <p>【森林法に基づく林地開発許可が必要な場合】</p> <p>：「地域森林計画」の対象となっている民有林で、実際に森林の土地を形質変更（切取、盛土）する面積が1haを超える開発行為を行う場合は、知事の許可が必要。</p> <p>○鳥取県開発事業指導要綱に基づき県の同意が得られている。（今回は区域の拡大はなし）</p> <p>【鳥取県開発事業指導要綱開発事業の届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模（1ha）以上の開発事業等については、県土の無秩序な開発を防止し、適正な土地利用を図り、快適な地域環境の確保に努めることを目的として、各個別法に基づく許可、認可の手続きを行う前に県と協議を行い、同意を得る必要がある。（許認可等の行政処分ではなく、行政指導にとどまるもの。） ・区域の拡大変更で増加面積が元の面積の3割以上及び1haのうちいずれか大きい面積以上となる変更の場合は変更協議が必要。 	適切に手続きが進められている。
2 採石施工計画	<p>○掘削勾配は$60^{\circ}00'00''$以下、平均勾配$60^{\circ}00'00''$で基準値を満たしており、図面とも整合が図られている。（掘削箇所は、$33^{\circ}41'24''$以下、平均勾配は$27^{\circ}46'30'' \sim 28^{\circ}29'58''$で基準値を満たしており、図面とも整合が図られている。</p> <p>→計画標準断面図のとおり。</p> <p>【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砕石用岩石：森林開発許可時；風化岩石；40度（掘削後の平均勾配35度） <li style="padding-left: 2em;">森林開発許可時；砕石用岩石；60度（掘削後の平均勾配60度） <p>○保全距離は30m以上あり、隣接土地の利用状況に応じて適切である。</p> <p>ただし、一部盛土している箇所があるが、安定勾配を確保し、転圧を行った上で植樹しており、崩壊の恐れがなく防災上支障がないと判断していることから、保全区域とみなしている。</p> <p>【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全区域の幅は、掘削区域の最も低い場所と最も高い場所の高低差及び隣接地の利用状況に応じて5m以上で定める距離以上とすること。ただし、防災上支障がないと知事が認めるときは、この限りでない。 ・隣接地に道路・河川等その他公共施設なし；森林開発許可時；30m以上 	適切である。

【チェックリスト】

<p>3 掘削作業計画</p>	<p>1) 掘削 ○最終高低差は74.9mであり、基準で定める高低差50mを超えるため、残壁上部と中間付近に10m幅の小段を設置してあり、適切である。 →標準断面図のとおり。 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 ・露店採掘：風化花崗岩：最終高低差50m毎に規則で定める幅（10m）以上の小段設置が必要。 ○設置する小段の高さは5m（風化岩石）、15m（砕石用岩石）であり、小段の幅は2mで基準を満たしている。 →計画標準断面図のとおり。 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 ・露店採掘：風化岩石：高低差5m、小段幅2m。砕石用岩石：高低差20m、小段幅2m。</p> <p>2) 掘削及び選別施設 ○騒音等発生防止措置として、低騒音機械（バックホウ）を使用し、騒音防止に努めている。選別施設はなし。 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 ・騒音等を防ぐ措置を行うこと。</p>	<p>適切である。</p>
<p>4 岩石運搬計画</p>	<p>○洗車ピットが設置してあり、その他搬出路の散水及び清掃実施による粉じんの発生防止措置が図られており、適切である。また、必要に応じ搬出路の補修を行うこととしている。 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 : 粉じん防止等のため洗車ピット、散水、清掃等その他必要な措置を行うこと。</p>	<p>適切である。</p>
<p>5 汚濁水等処理計画</p>	<p>○沈砂池の規格、処理能力と水路等の規格、流下能力は十分であり、適切である。 →排水系統図、沈砂池構造図のとおり。 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 : 十分な処理能力を有する施設、その他適当な施設により、適切に処理すること。</p>	<p>適切である。</p>
<p>6 採石跡地整理計画</p>	<p>○跡地の緑化計画は、掘削後速やかに緑化する計画となっており、適切である。 →緑化年次計画図のとおり。 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 : 他の用途に利用する場合を除き、環境保全、景観保全等のため、速やかに緑化すること。</p>	<p>適切である。</p>
<p>7 廃土等堆積計画</p>	<p>○廃土については発生しない。 【基準（鳥取県採石条例及び施行規則）抜粋】 : 堆積場の設置場所等は、量に見合う広さがあり、周辺に人家がないこと、土砂の流入が少ないこと。</p>	<p>適切である。</p>